

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
日曜日、  
の翌日  
に当  
ると  
き、  
の翌  
日)

## 目 次

### ◇ 告 示

保険医等の登録（保険課）  
計量器の定期検査の実施（商工指導課）

保安林の指定（造林課）

保安林の指定の解除予定（"）

都市計画事業の認可（都市計画課）

### ◇ 選管告示

選挙管理委員会の招集

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨（二件）

## 告 示

### 鳥取県告示第四百十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に  
基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機  
関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及  
び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九條  
の規定により告示する。

昭和六十二年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
山 懸 昇	鳥医第三、五一九号	昭和六十二年四月二日
武 地 幹 夫	鳥医第三、五二〇号	昭和六十二年四月六日
植 村 美 恵 子	鳥薬第六二〇号	"
谷 口 和 可 子	鳥薬第六二一号	昭和六十二年四月七日
芦 川 勲	鳥薬第六二二号	"

### 鳥取県告示第四百十七号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十條の規定に基づき、米

子市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第百四十三条の規定により告示する。

昭和六十二年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器

実施期間 実施場所

昭和六十二年六月十六日から 昭和六十三年三月三十一日まで 当該計量器の所在の場所

二 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日 実施時間 実施区域 実施場所

昭和六十二年六月十六日 午前十一時から午後三時まで 米子市 米子市夜見公民館

昭和六十二年六月十七日 午前九時三十分から午後三十分まで 米子市 米子市彦名公民館

昭和六十二年六月十八日 午後三時から午後三時三十分まで 米子市 米子市崎津公民館

昭和六十二年六月十九日 午前二時から午後二時三十分まで 米子市 米子市和田公民館

昭和六十二年六月二十三日 午前十一時から午後三時まで 米子市 米子市富益公民館

昭和六十二年六月二十四日 午前九時三十分から午後三十分まで 米子市 米子市尚徳公民館

昭和六十二年六月二十四日 午後一時から午後三時まで 米子市 米子市巖公民館

鳥取県告示第四百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和六十二年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所

日野郡日野町中菅字瀧山東平ラ四六四の三〇（次の図に示す部分に限る。）四六四の三から四六四の五まで、四六四の三一、四六四の三三から四六四の三六まで、字瀧山西平ラ五三七の三から五三七の五まで、五三七の二二、五三七の三〇、五三七の三一、五三七の三三から五三七の四〇まで、五三七の四三から五三七の四六まで

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字瀧山東平ラ四六四の三・四六四の三〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四六四の五、四六四の三三から四六四の三六まで、字瀧山西平ラ五三七の三、五三七の五、五三七の三四から五三七の三七まで、五三七の四〇、五三七の四六

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字荒舟字カリ尾下モ手ノ谷六五二の一、字茹尾ヶ谷六五三の五から六五三の七まで・六五四の五・六五四の八・六五四の九・字大口縄谷六五九の二から六五九の四まで・字ヒナタ六六〇の一から六六〇の三まで・字ヒナタ下モ平六六一の一・六六一の三・字坂根平六六二の一・六六二の四・字登尾道ヨリ下タ六六三の一・六六三の三・六六三の四・字登尾上ノ平六七一(以上二一筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・六・二号旧袋川通り左岸線

三 事業施行期間

昭和六十二年五月十五日から昭和六十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 鳥取市栄町及び瓦町地内

2 使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十号

昭和六十二年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十二年五月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

- 一 日時 昭和六十二年五月二十五日(月)午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 市町村明るい選挙推進協議会委員研修会について

鳥取県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十二年五月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
みすず会	池本 登	加賀田和美	八頭郡用瀬町大字 安蔵一〇四九	昭和六十一年四月九日	その他政治団体
山根君太郎後援会	矢部 賢萬	矢部 徳次	八頭郡八東町大字 用呂九一四	昭和六十一年四月十六日	
中江正樹後援会	谷沢 悦郎	中江 安宏	気高郡気高町大字 酒津三九九一―一五	昭和六十一年四月二十四日	
門脇正後援会	山根百太郎	加藤 敏美	西伯郡大山町平木 九九	昭和六十一年四月二十八日	

鳥取県選挙管理委員会告示第六十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十二年五月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党米子市成実支部	主たる事務所の所在地	米子市奥谷四五	米子市新山四二〇	昭和六十一年四月一日	政党の支部
自由民主党鳥取市東郷支部	"	鳥取市西今在家七―一三	鳥取市高路二九七	昭和六十一年四月三十日	
"	代表者の氏名	坂口 善信	落合 林平	"	"

自由民主党岩美町支部	主たる事務所の所在地	岩美郡岩美町大字大谷六二四	岩美郡岩美町大字網代一一八	昭和六十一年四月	その他
〃	代表者の氏名	奥田 鶴雄	岩見 誠次	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	出井 英市	前田 宏	〃	〃
鳥取県中部歯科医師政治連盟	代表者の氏名	小川 温夫	倉繁準之助	昭和六十一年四月九日	その他
〃	会計責任者の氏名	川西信太郎	龜山 幸彦	〃	〃
徳田義広後援会	主たる事務所の所在地	八頭郡河原町大字佐貫八九八	八頭郡河原町大字佐貫八三二	昭和六十一年四月十三日	〃
浅井清治後援会	〃	八頭郡八東町大字北山六〇一	八頭郡八東町大字北山九一	昭和六十一年四月十七日	〃
岩見誠次後援会	〃	岩美郡岩美町大字岩本一一五	岩美郡岩美町大字浦富一〇三	昭和六十一年四月二十五日	〃
谷口充後援会	〃	倉吉市上井町一丁目一三一	倉吉市伊木二丁目一七	〃	〃
中江まさき後援会	〃	中江まさき後援会	中江正樹後援会	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年五月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
角本章後援会	福本 晃	鈴木 芳雄	倉吉市駄経寺三九	昭和六十一年三月三十一日	その他
宮脇三已後援会	井戸口 積	高浜 時雄	東伯郡泊村大字泊五三三八	昭和六十一年四月六日	〃
浜崎芳宏美芳会	清水 利造	藤尾 美之	鳥取市美萩野二丁目一三三	昭和六十一年四月九日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十二年五月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

期間 昭和60年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 浜崎芳宏美芳会

報告年月日 昭和62年4月9日

収入・支出の総額

1 収入総額	346円
(1) 前年繰越額	346円
(2) 本年収入額	0円
2 支出総額	0円

鳥取県選挙管理委員会告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十二年五月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

政治団体の名称	角本尊後援会	宮脇三巴後援会
報告年月日	昭和62年3月31日	昭和62年4月6日
	(昭和62年3月31日解散)	(昭和62年2月28日解散)
収入・支出の総額		
1 収入総額	0円	0円
2 支出総額	0円	0円

政治団体の名称 浜崎芳宏美芳会

報告年月日 昭和62年4月9日

(昭和62年3月31日解散)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	346円
ア 前年繰越額	346円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	346円
2 支出の内訳	
経常経費	
事務所費	346円
合 計	346円